

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
福本 考祐

契約条項の一部改正について

標記について、下記のとおり改正し、令和2年4月1日から適用する。

記

- 1 「I 一般契約条項」及び「II 特約条項」中、次の契約条項を廃止する。
 - (1) 製造請負一般契約条項
 - (2) 売買一般契約条項
 - (3) 役務請負一般契約条項
 - (4) 調査研究請負一般契約条項
 - (5) 輸入品売買一般契約条項
 - (6) 防衛秘密の保護に関する特約条項
- 2 「I 一般契約条項」中、整備技術利用等一般契約条項を次のとおり改める。
 - (1) 第21条第1項中、「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。
 - (2) 第24条第3項中、「年5.0パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。
 - (3) 第31条第1項第3号を第6号とし、第2号の次に、次の3号を加える。
 - (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約履行期限までに役務を完了しなかった場合
 - (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が役務を完了することができなくなった場合
 - (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
 - (4) 第33条第1項中、「第31条第1項の規定」を「乙の責めに帰すべき理由」に改める。

- 3 「I 一般契約条項」中、製造請負一般契約条項（IT利用装備品等）を次のとおり改める。
- (1) 契約条項名から、「(IT利用装備品等)」を削る。
 - (2) 第14条第6項中、「かし」を「契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）」に改める。
 - (3) 第31条第1項中、「年 2.7 パーセント」を「年 2.6 パーセント」に改める。
 - (4) 第34条第4項中、「年 5.0 パーセント」を「年 3.0 パーセント」に改める。
 - (5) 第39条中、見出しを含めた「かし」を「契約不適合」に改め、第1項「(数量の不足を含む。以下同じ。）」を削る。
 - (6) 第43条第1項第3号を第6号とし、第2号の次に、次の3号を加える。
- (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合
- (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合
- (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (7) 第45条第1項中、「第43条第1項の規定」を「乙の責めに帰すべき理由」に改める。
- 4 「I 一般契約条項」中、売買一般契約条項（IT利用装備品等）を次のとおり改める。
- (1) 契約条項名から、「(IT利用装備品等)」を削る。
 - (2) 第26条第1項中、「年 2.7 パーセント」を「年 2.6 パーセント」に改める。
 - (3) 第29条第4項中、「年 5.0 パーセント」を「年 3.0 パーセント」に改める。
 - (4) 第34条中、見出しを含めた「かし」を「契約不適合」に、同条第1項中「(数量の不足を含む。以下同じ。）」を「(納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）」に改める。
 - (5) 第37条第1項第3号を第6号とし、第2号の次に、次の3号を加える。
- (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合
- (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合
- (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (6) 第39条第1項中、「第37条第1項の規定」を「乙の責めに帰すべき理由」に改める。
- 5 「I 一般契約条項」中、役務請負一般契約条項（IT利用装備品等関連役務）を次のとおり改める。
- (1) 契約条項名から、「(IT利用装備品等関連役務)」を削る。
 - (2) 第16条第6項中、「かし」を「契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）」に改める。
 - (3) 第33条第1項中、「年 2.7 パーセント」を「年 2.6 パーセント」に改める。
 - (4) 第36条第4項中、「年 5.0 パーセント」を「年 3.0 パーセント」に改める。
 - (5) 第42条中、第4項「かし期間」を「契約不適合修補等の請求期間」に、見出しを含めた同条中、「かし」を「契約不適合」に改める。
 - (6) 第46条第1項第3号を第6号とし、第2号の次に、次の3号を加える。
- (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに契約物品を納入又は役務を完了しなかった場合

- (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約物品を納入又は役務を完了することができなくなった場合
 - (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
 - (7) 第48条第1項中、「第46条第1項の規定」を「乙の責めに帰すべき理由」に改める。
- 6 「Ⅰ 一般契約条項」中、調査研究請負一般契約条項（Ⅰ T利用装備品等関連役務）を次のとおり改める。
- (1) 契約条項名から、「（Ⅰ T利用装備品等関連役務）」を削る。
 - (2) 第11条第6項中、「かし」を「契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）」に改める。
 - (3) 第22条第1項中、「年 2.7パーセント」を「年 2.6パーセント」に改める。
 - (4) 第25条第4項中、「年 5.0パーセント」を「年 3.0パーセント」に改める。
 - (5) 第31条中、第4項「かし期間」を「契約不適合修補等の請求期間」に、見出しを含めた同条中、「かし」を「契約不適合」に改める。
 - (6) 第35条第1項第3号を第6号とし、第2号の次に、次の3号を加える。
- (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに役務を行い、成果報告書を納入しなかった場合
- (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が役務を行い、成果報告書を納入することができなくなった場合
- (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (7) 第37条第1項中、「第35条第1項の規定」を「乙の責めに帰すべき理由」に改める。
- 7 「Ⅰ 一般契約条項」中、輸入品売買一般契約条項（Ⅰ T利用装備品等）を次のとおり改める。
- (1) 契約条項名から、「（Ⅰ T利用装備品等）」を削る。
 - (2) 第27条第1項中、「年 2.7パーセント」を「年 2.6パーセント」に改める。
 - (3) 第30条第4項中、「年 5.0パーセント」を「年 3.0パーセント」に改める。
 - (4) 第35条中、見出しを含めた「かし」を「契約不適合」に、同条第1項中「(数量の不足を含む。以下同じ。）」を「(納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）」に改める。
 - (5) 第38条第1項第3号を第6号とし、第2号の次に、次の3号を加える。
- (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合
- (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合
- (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (6) 第40条第1項中、「第38条第1項の規定」を「乙の責めに帰すべき理由」に改める。
- 8 「Ⅱ 特約条項」中、前払金に関する特約条項、第7条第2項中、「年6パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。
- 9 「Ⅱ 特約条項」中、輸入品の前払金に関する特約条項、第8条第2項中、「年6パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。
- 10 「Ⅲ 特殊条項等」中、過払事案処理等役務請負契約条項を次のとおり改める。
- (1) 第15条第1項中、「年 2.7パーセント」を「年 2.6パーセント」に改める。
 - (2) 第21条第1項第3号を第6号とし、第2号の次に、次の3号を加える。

- (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約履行期限までに役務を完了しなかった場合
- (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が役務を完了することができなくなった場合
- (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (3) 第23条第1項中、「第21条第1項の規定」を「乙の責めに帰すべき理由」に、同条第3項中、「年5.0パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

1.1 目次 I 一般契約条項を次のとおり改める。

- 1 (削除)
- 2 (削除)
- 3 (削除)
- 4 整備技術利用等一般契約条項
- 5 (削除)
- 6 (削除)
- 7 製造請負一般契約条項
- 8 売買一般契約条項
- 9 役務請負一般契約条項
- 10 調査研究請負一般契約条項
- 11 輸入品売買一般契約条項

1.2 目次 II 特約条項中「14 防衛秘密の保護に関する特約条項」を「14 (削除)」に改める。